

条例第 22 号

宇和島市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第3条 管理者の給料は、月額 <u>678,000円</u> とする。	(給料) 第3条 管理者の給料は、月額 <u>695,000円</u> とする。

附 則

この条例は、次の宇和島市長の選挙により選挙される宇和島市長の任期が始まる日から施行する。